

第一類 第二號  
衆議院二百四回國會總務委員會議錄

(第一類 第二號)

二九二

令和三年四月十三日(火曜日)

出席委員

理事	桶 慶一郎君	理事	寺田
理事	富樫 博之君	理事	文明君
理事	務台 俊介君	理事	岡島 一正君
理事	岡本あき子君	理事	國重 徹君

本日の会議に付した  
政府参考人出頭要

正月參拜出頭至又以聞

明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありま  
せんか。

○石田委員長　御異議なしと認めます。よって、

参議院に上院を要するに關する法律  
地方公共団体情報システムの標準化に関する法律  
案(内閣提出第三二号)  
行政の基本的制度及び運営並びに恩給、地方自治  
治及び地方税財政、情報通信及び電波、郵政事  
業並びに消防に関する件

たたきまして 謹はありかどろくさいます  
会を代表して尋く脚札申上げます。 委員

○石田委員長 これより会議を開きます。

○石田委員長 質疑の申出がありますので、順次  
これを許します。橋慶一郎君。

行政の基本的制度及び運営並びに恩給に関する件、地方自治及び地方税財政に関する件、情報報信及び電波に関する件、郵政事業に関する件及び消防に関する件について調査を進めます。

本日は、金子ミサ・スティア・本ハルディングス  
ス社長さんに御出席いただいております。ありが

この際 お詰りいたします。

△船過去において外資規制違反したことか  
フジ・メディア・ホールディングスさん、判明い

長兼C.O.O金光修君、日本放送協会会長前田晃伸君及び日本放送協会副会长正籬聰君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

のような事案が発生したことは、ゆゆしき事態であります。」

○石田委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

ディングス及び総務省の対応に問題がなかつたか  
どうか、今後、このような事態が発生しない大

引を絶たずお詫びいたしまして、  
各件調査のため、本日、政府参考人として内閣、  
官房内閣審議官藤井敏彦君、内閣官房内閣人事局

いくべきかが重要であると思つております。これらの方につきましては、ワジーハジーハレ

デイングス、また総務省に確認をさせていただきたいと思います。

國家公務員倫理審查會事務局長荒井仁志君、總務省大臣官房長原邦彰君、大臣官房審議官藤野克君、情報流通行政局長吉田博史君、國立感染症症例研究室長西口三吉又名各至多大正十四年四月三十日止。

金光社長の会見によりますと、二〇一四年九月末の株主名簿確定に当たり、過去の外国人議決権比

究所長藤田隆宇君及び経済産業省大臣官房原子力事故災害対処審議官新川達也君の出席を求め、説

率の計算に過誤があることに気がついたといふこと

とであります。その結果、二〇一四年九月期から二〇一四年三月期まで放送法の外資規制比率二〇%を上回つていたことが判明、総務省に対してもおられます。

過去の外資規制違反について気づかなかつた原因は何だったのか、また、総務省への報告が二〇一四年十二月上旬頃に報告したと述べられました、当該の事実を会社として公表しなかつたのはなぜなのかということが疑問点としてあるわけであります。

そこで、金光参考人に、本事案について、事業の発覚から総務省への報告までの一連の経緯、また、会社として本事案についてどのように総括しているのか、まずお伺いいたします。

○金光参考人 フジ・メディア・ホールディングスの金光でございます。

まずは、過去の一時期、株主名簿の作業ミスによりまして外資規制の基準を超過し、違反した状態でありますこと、また、これにより多くの方々に御心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。お答えさせていただきます。

まず、この株主の議決権比率のミスに気がついたことに関してでございます。

これは、二〇一四年九月末の株主名簿確定作業の準備段階で、子会社のその出資会社が当社の株式を保有していることに気がつきました。今回の違反につながるきっかけとなる、いわゆる相互保有株の存在に気がつきましたが、外人持ち株比率への影響までは当該部署では思いが至らず、まず目の前の十月からの株主確定作業を最優先して行いました。十月二十日に二〇一四年九月期の株主名簿が確定した後に、この控除すべき株式が過去の計算でどうであったかの確認作業を始め、十月末から十一月初旬にかけて、外資規制にオーバーしていることが判明いたしました。

御質問は、報告が遅れた理由ということで。(橋委員「はい」と呼ぶ)

ものを受けることができなかつたということです。

したがいまして、東北新社につきましては、当初の認定という行政処分に重大な瑕疵があつたとして、総務大臣の職権により、行政手続法に基づく手続を経て、認定を取り消したものでござります。

○橋委員 これは法の解釈ということで、法のたつてつけとしてはそういうことになるのかもしませんが、この制度面の問題もあると思っております。

一方で、東北新社は、当初の認定時において外資規制に抵触しており、本来であれば、認定その重に注意をしたといふことがあります。(橋委員「はい」と呼ぶ)

のことであれ、外資規制違反の事実を省として把握していたのであれば、事の重大性から見れば、総務省として公表する、あるいは、フジ・メディア・ホールディングスさんに即刻公表すべきといふことをその場面で提案すべきではなかつたかと考えますが、いかがでしょうか。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

外資規制違反という重要な事実を当時総務省で把握したのでありますので、御指摘のとおり、公表することが適切であつたと考えられます。

一方で、東北新社は、当初の認定時において外資規制に抵触しており、本来であれば、認定その重に注意をしたといふことがあります。(橋委員「はい」と呼ぶ)

鑑みて、三三・三よりも更に厳しい外資規制比率というものをやはり課している、それだけ放送が大事だということでこういう制度になっているんだと思います。

しかし、その制度がしっかりと守られるかどうかということについての担保がいささかこれでは欠けているというか、隠した者勝ちになってしまふんじやないかという批判を浴びても仕方がないんじゃないのか、こういうところがあるというふうに思えるわけであります。ここは、これまでいろいろ起こってきたこういう事態に鑑みまして、制度面のこと、あるいは対応のこと、これを是非また総務省において検討いただきたいという思いがあります。

そこで、武田大臣に、今、いろいろな行政、様々なことについて大変努力をいたしているわけであります。放送法のこの制度の問題、武田大臣の見解をここでお伺いしたいと思います。

○武田国務大臣 今回の事案を受けまして、放送法に係る外資規制の在り方や実効性の確保について様々な御指摘をいたいでいることは承知しており、法改正も視野に検討を開始するよう、既に事務方に指示を出したところであります。

まず取り組むべきこととして、総務省における審査体制の強化が必要と考えており、例えば、外資比率の状況を定期的に把握できるような制度に改めることや、外資規制審査に係る担当部署を設置することを含め、審査体制の充実に早急に取り組みたいと考えております。

○橋委員 今後の方針性については検討していくのであるということで、大変ありがとうございました。やはり、株式市場も非常にグローバルになつてきいて、海外の方がいろいろな株を持たれるという状況にもなつていて、経済 자체がそういうふうに非常に海外に開かれていくわけであります。

画面、国民のいろいろな情報であつたり、あるいはか通信におきまして、どういう形でそういうものを持っていく、あるいはそれをどう実効あらしめるものにしていくかということ、そして、こういう時代でありますから、やはり何かあった場合にどう迅速に対応したり公表したり皆さんに知らしめていくか、とても大事なことだと思つております。

冒頭申し上げましたが、フジさんにおかれでは、議決権比率というものをこのグローバル時代にどううまくコントロールしていくかということは、そこはやはり真剣に考えていただきたいと思ひますし、是非、総務省におかれ、大臣の御指導の下に、よりこの規制が、二〇%というものが実効性のあるものになって、みんなが安心して放送を視聴できるような環境にしていただければ大変うれしいなと思つております。よろしくお願ひしたいと思います。

今日は、この後、また各委員からもいろいろ御質疑があると思いますが、その中で深めていただき、是非、よりよい外資規制比率の担保といふことになるように祈りまして、私からの質問とさせていただきます。

今日はありがとうございます。

○石田委員長 次に、國重徹君。

○國重委員 おはようございます。公明党的國重

本日は、参考人としてフジ・メディア・ホールディングスの金光社長にお越しいただきました。

○橋委員 おはようございます。公明党的國重

御多用の中、ありがとうございます。

○國重委員 おはようございます。公明党的國重

本日は、参考人としてフジ・メディア・ホールディングスの金光社長が、放送法上の外資規制の議決権比率の計算方法に誤りがあるということを会見されました。その後、フジ・メディア・ホールディングス自身、また総務省でも、武田大臣の指示の下、事案の調査が行われていたと思います。

や、先週の木曜日には金光社長が過去の外資規制違反の事実について会見されまして、その翌日の金曜日には武田大臣が会見をされ、一気にこの事案の真相説明が行われたわけであります。

結論としては、武田大臣の会見にもありますとおり、二〇一四年当時、総務省の担当が行つた判断、具体的には、過去の外資規制違反があつたとしても、その時点において違反状態が解消されれば認定の取消しはできないという判断でありますけれども、この判断は今でも妥当であるとの考え方を示されました。

先般の東北新社の事案とは異なりまして、迅速な調査と真相説明が行われたこと、このことは、だらだらと時間がかかつて疑惑が増幅されていく一方で、逆に、だからこそ、本件の真相について、この総務委員会でもしっかりと説明をしていただく必要があります。

とりわけ、当時、フジ・メディア・ホールディングスと総務省との間で具体的にどのようなやり取りがなされたのか、当時の総務省の判断が妥当であったとしても、当時の総務省の対応に問題はなかつたのか、現行の放送法における外資規制の在り方について改善すべき点はないのか、こういったことについて、国民の皆様にしつかりと御理解、御納得いただく必要があると思っております。

このような観点から幾つか確認していきたいと思いますけれども、私の持ち時間は十五分ということで非常に限られておりますので、簡潔に御答弁をいたさかたいと思います。

まず、フジ・メディア・ホールディングスの金光社長にお伺いいたします。

まず、先週の月曜日、フジ・メディア・ホールディングスの金光社長が、放送法上の外資規制の議決権比率の計算方法に誤りがあるということをお伝えされました。その後、フジ・メディア・ホールディングス自身、また総務省でも、武田大臣の指示の下、事案の調査が行われていたと思います。

それで、実際、総務省さんへお伺いしたのは、このミスに関しましては、ミスしたことがどれだけの影響度合いかあるかということが最大の問題でございます。したがいまして、外資規制に違反したことということが認定の取消しになるのかどうかということが、最大の関心事というか、我々が考えなければならないことだと思います。

したがいまして、一回目は、十二月の初旬に放送政策課に行き、今は適正に処理されていますが、過去において外国人議決権比率が二〇%をオーバーしていることをお伝えし、謝罪をいたしました。会見のときは私は記憶が曖昧ではございましたが、同時に、その経緯、原因及び外国人株議決権のオーバーしている数値を示した書面を提出